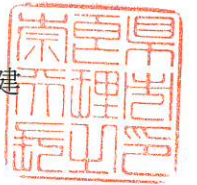


天理市学童保育所の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年6月天理市条例第27号）第10条の規定に基づき公告する。

令和5年12月18日

天理市長 並 河 健



1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設

天理市学童保育条例(平成15年3月天理市条例第9号)第2条に規定する
天理市学童保育所

2 指定管理者となる団体の名称、代表者及び主たる事務所の所在地

団体の名称	一般社団法人 天理市学童保育連絡協議会
代表者名	代表理事 中嶋 孝
主たる事務所の所在地	天理市別所町261番地3

3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで